

— 地域で支える子育て支援 —

系魚川市 こども虐待防止対応の手引き



系魚川市要保護児童対策地域協議会

はじめに

こどもへの虐待は、こどもの心身に傷を負うばかりではなく、親や大人への信頼する心を失い、自己存在の否定にまで繋がるなど、こどもの人格形成に重大な影響を及ぼします。

児童虐待は、いくつかの要因が重なることによって、どの家庭でも起こりうると言われています。発生を予防し、重篤化や再発を防ぐためには、早い段階で発見し、対応することが重要です。地域や関係機関でこどもの様子が『おかしい』と感じたら、迷わずご相談ください。

この手引書は、こどもを虐待から守るため、日頃からこどもと接する機会の多い皆様が連携して支援していくために作成しました。

こどもたちが安心して健やかに成長できるよう力をあわせて支援していきましょう。

令和6年8月

系魚川市要保護児童地域対策協議会
(系魚川市教育委員会事務局こども課)

オレンジリボン



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

こどもを虐待から守るための5か条

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡 | (通告は国民の義務) |
| ② 「しつけのつもり」が虐待に・・・ | (こどもの立場で判断) |
| ③ ひとりで抱え込まない | (あなたにできることから即実行) |
| ④ 親の立場よりこどもの立場 | (こどもの命が最優先) |
| ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる | (特別なことではない) |

目次

基本編

1 要保護児童対策地域協議会(要対協)とは	
(1) 要保護児童対策地域協議会の役割	…1
(2) 支援対象と相談種別	…2
2 要保護児童対策地域協議会の組織と運営	
(1) 体制	…3
(2) 会議運営	…3
(3) 構成員(関係機関)	…4
(4) 関係機関の役割分担	…4

実務編

3 児童虐待とは	
(1) 児童虐待の定義	…6
(2) しつけと虐待の違い	…7
(3) 虐待が起こるのはどんな時か	…8
(4) 虐待がこどもに及ぼす影響	…8
(5) 虐待の通告・相談	…9
4 園・学校における児童虐待防止対応について	
(1) 発見から通告の流れ	…10
(2) 通告受理後の初期対応	…11
(3) 効果的な記録の取り方	…12
(4) こどもへの聴き取り	…13
(5) 保護者への対応	…14
5 相談窓口と連絡先	…15

資料

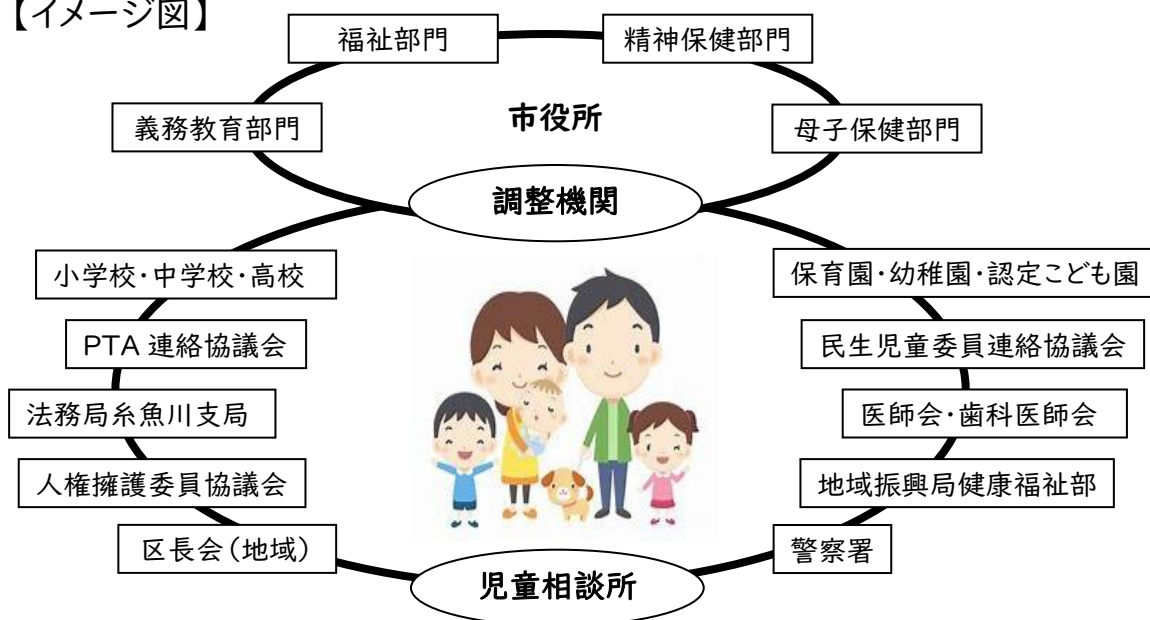
・こども・子育て家庭の見守り時の注意ポイント	…16
・在宅支援アセスメントシート	…17
・要保護児童等の重症度判断表	…18
・一時保護 緊急度アセスメントシート	…19
・ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート	…20
・マルトリートメント	…21
・児童虐待につながらないための具体的な工夫の例	…22
・ケース登録基準について	…23
・ケースの終結判定について	…24
・糸魚川市要保護児童対策地域協議会要綱	…25

I 要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

要保護児童対策地域協議会とは、児童虐待や養育支援が必要な児童や保護者に対し、複数の関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で支援していくことを目的に設置されている「こどもを守る地域ネットワーク」です。

児童福祉法
第25条の2

【イメージ図】



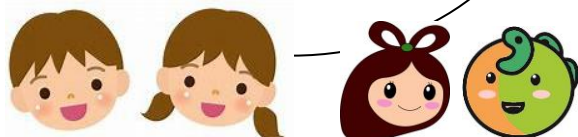
系魚川市
要保護児童
対策地域
協議会 要綱

(I) 要保護児童対策地域協議会の役割

- ① 発生予防
- ② 早期発見
- ③ 相談の受理

- ④ 迅速な支援
- ⑤ 関係機関の連携
- ⑥ 関係機関が同一の認識の下で継続した支援

系魚川のこどもが
安全で安心な生活を送れる地域をつくる



守秘義務が課せられています

- ・正当な理由なく、知り得た情報を漏らしてはいけません。
- ・構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、その他必要な協力を求めることができる。

➡個人情報の保護に配慮し、関係機関の役割を理解した上で連携していくことが大切です。

児童福祉法
第25条の5
第25条の3

(2) 支援対象と相談種別

妊娠期～18歳までの児童及びその家庭

① 要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護されることが不適當であると認められる児童

② 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童



③ 特定妊婦

出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦



※ ①～③に該当する家庭は、進行管理台帳に登録し、
転出入の際は、ケース移管が行われる。

児童福祉法
第25条の2

要保護児童	
児童虐待相談	身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
要支援児童	
養護相談	家庭内の環境的問題（保護者の精神疾患や性格的特性）など
保健相談	精神疾患等を有するこどもが生活している家庭など
障がい相談	こどもの発達障がいなどにより保護者支援を要する家庭など
非行相談	ぐ犯、触法行為など
育成相談	性格・行動上の問題、不登校、しつけに関する相談など
その他の相談	上記に当てはまらない相談
特定妊婦	
特定妊婦相談	若年、経済的問題、妊婦の心身の不調など

要保護児童等
の重症度
判断表
P18 参照



知っていますか？「ヤングケアラー」

定義 「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者（おおむね30歳未満）」を指す

たとえば・・・

- 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- 日常的に家族の看病や身の回りの世話、声かけなどの気づかいをしている
- 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている など

こどもにとって学校生活に影響が出たり、心や体に不調を感じるほどの負荷がかかっている場合は、支援や配慮が必要です。

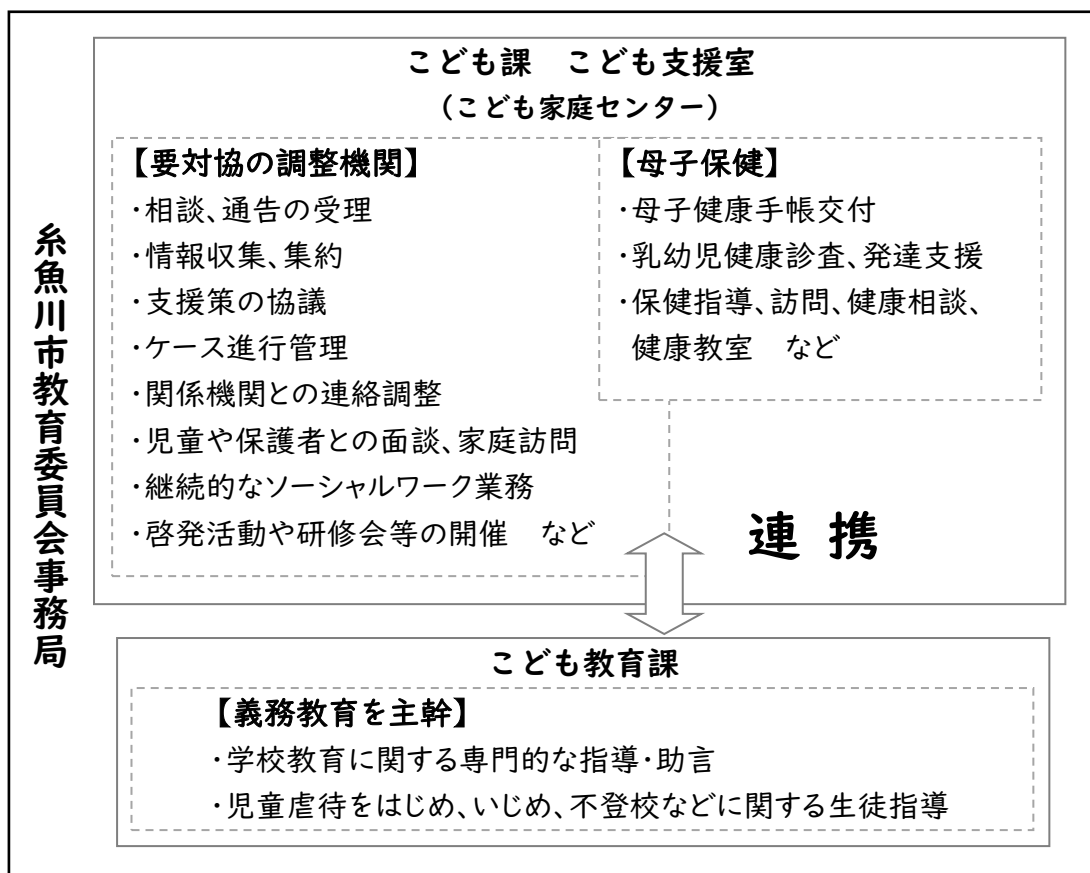


子ども・若者育
成支援推進法
(R6.6 施行)

ヤングケアラー
のアセスメント
シート
P20 参照

2 要保護児童対策地域協議会の組織と運営

(1) 体制

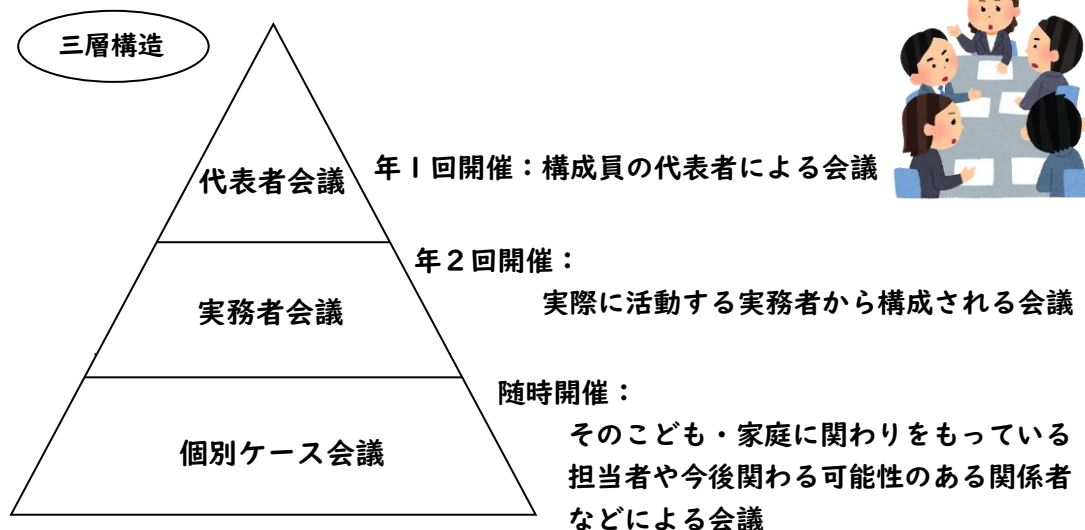


(2) 会議運営

要保護児童対策地域協議会は、下記 3 つの会議から構成されています。

要保護児童等について協議を行うほか、対応件数の報告や関係機関の取り組み内容について、情報共有を図ります。

こども課が調整機関としての業務を行い、家庭児童相談員がその中核を担っています。



厚生労働省
要保護児童
対策地域
協議会設置・
運営指針 参考

(3) 構成員（関係機関）

児童福祉機関

- ・上越児童相談所
- ・糸魚川市福祉事務所
- ・市内保育園

保健医療機関

- ・糸魚川地域振興局健康福祉部
- ・糸魚川市医師会
- ・上越歯科医師会糸魚川支部
- ・糸魚川市健康増進課

教育機関

- ・糸魚川市教育委員会事務局
- ・市内高等学校
- ・市内中学校
- ・市内小学校
- ・市内特別支援学校
- ・市内幼稚園、認定こども園

警察・司法機関

- ・糸魚川警察署
- ・新潟地方法務局糸魚川支局

児童福祉関係

- ・糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会

教育関係

- ・糸魚川市小中学校PTA連絡協議会

人権擁護関係

- ・糸魚川人権擁護委員協議会

その他

- ・市内区長会

糸魚川市
要保護児童
対策地域
協議会 要綱

(4) 関係機関の役割分担

児童相談所

担当：上越児童相談所(025-524-3355)

○専門的な知識や技術を要する事例への対応や市に対して後方支援を行う県の行政機関

- ・虐待通告や情報提供を受け、こどもと家族の状況把握、調査、保護者への指導などを行う。
- ・児童の安全確保のため、一時保護や施設入所の判断など法的措置を講じる。

警察

担当：糸魚川警察署(552-0110)

○こどもの生命、身体を守る職務

- ・110番通報や関係機関からの情報提供を受け、こどもの安全確認および安全確保を行う。
- ・事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。

保健所

担当：糸魚川地域振興局健康福祉部(553-1933)

○総合的な地域保健に関する業務を行う県の行政機関

- ・精神保健福祉に関わる業務を担う。
- ・関係機関と連携を図り、より専門的・広域的な観点から支援する。

保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校

○こどものすこやかな成長に向け、適切な支援を行う機関

- ・こどもの変容やこどもの抱える不安要素にいち早く気付くことができ、関係機関に通告する。
- ・こどもや家庭に対して適切な支援を行い、こども課、こども教育課、児童相談所と連携する。

医療機関

担当：糸魚川市医師会・上越歯科医師会糸魚川支部

○児童虐待を発見しやすい立場にあり、虐待の兆候を見抜く専門機関

- ・診察時に身体的所見・精神的所見から虐待の兆候の確認を行う。
- ・要保護児童等に気付いた場合は、調整機関(家庭児童相談員)と連絡を取り合う。



法務局・人権擁護委員

担当：新潟地方法務局糸魚川支局(552-0356)
糸魚川人権擁護委員協議会(552-9101)

○地域住民から人権に係る相談を受けて問題解決にあたる機関

- ・法務局では、人権問題として虐待相談を受ける。
- ・人権擁護委員は、相談活動や啓発活動を行い、虐待の早期発見および未然防止に努める。

地 域

担当：糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会・糸魚川市内区長会

○地域内での見守り役

- ・子ども達の様々な情報をキャッチできるよう、日常的に情報収集に努める。
- ・地域住民から相談を受けた場合、調整機関(家庭児童相談員)に連絡する。

P T A

担当：糸魚川市 PTA 連絡協議会

○P T A間の交流の中での見守り役

- ・子どもや保護者同士で接する機会があるため、身近な相談相手となれる。
- ・PTA間で心配な情報があった場合、園・学校または調整機関(家庭児童相談員)に連絡する。

(市役所関係部署) 連絡先：552-1511(代)

福祉部門

担当：糸魚川市福祉事務局

○福祉の相談窓口として住民に身近な機関

- ・障がい福祉サービスの提供を行う。
(日常生活における福祉相談、障がい者手帳や各種福祉制度の申請・交付等)
- ・経済問題や夫婦関係等、困難を抱えている家庭に対して支援を行う。(生活保護やDV相談等)

**精神保健部門(保健師)**

担当：糸魚川市健康増進課

○市民の精神保健の保持・増進を図り、普及啓発を行う機関

- ・こころの健康に関する様々な相談や予防活動に努める。
- ・精神保健(精神疾患や自殺予防など)への支援。医療機関や保健所との連携を担う。

義務教育部門(指導主事)

担当：糸魚川市教育委員会事務局こども教育課

○学校教育に関して専門的な見地から指導・助言を行う機関

- ・要保護児童等への対応について、全体的な視野から、適切な支援体制の構築を行う。
- ・学校に対して適宜指導・助言を行い、関係機関と連携する。

母子保健・児童福祉部門

担当：糸魚川市教育委員会事務局こども課

こども支援室

保健師等**○親子の心身の健康に関して専門的な見地から助言・指導を行う機関**

- ・妊産婦・乳幼児や児童に関する様々な母子保健業務を通して早期発見に努める。
- ・虐待対応においては、専門性や機動力、保護者からの信頼性を生かした重要な役割を担う。

家庭児童相談員(調整機関)**○問題を抱えている家庭の相談や虐待通告を受け、ケース支援のマネジメントを担う**

- ・家庭訪問や来所、電話相談で子育てのアドバイスをを行う。
- ・専門機関の紹介や関係機関と連携して支援する。
- ・要保護児童対策地域協議会に関する事務の統括。

3 児童虐待とは

(1) 児童虐待の定義

18歳に満たない子どもに対して、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)が以下の行為を行うことをいい、4つに分類されます。

児童虐待の
防止等に関する
法律第2条

身体的虐待



【児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること】

- ・打撲傷、あざ、骨折、頭蓋内出血など頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコなどによる火傷。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、異物を飲ませる、食事を与えない、冬に外にしめだす、縛り付け拘束する。
- ・意図的に子どもを病気にさせる。

性的虐待



【児童にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること】

- ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆。
- ・性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆。
- ・性器や性交を見せる。
- ・ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

ネグレクト



【児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など保護者としての監護を著しく怠ること】

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っている。
- ・家に閉じこめる(子どもの意に反して学校に登校させない)
- ・重大な病気になっても病院に連れて行かない。
- ・乳幼児を家に残したまま度々外出する。
- ・乳幼児を車中に放置する。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない。(愛情遮断など)
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢。

心理的虐待



【児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家族における配偶者に対する暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと】

- ・言葉による脅かし、脅迫など。子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示す。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。(面前DV)



覚えておこう! 「マルトリートメント」



「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念です。

例: 親のたばこやライターを無造作に子どもの手の届くところに置く など

マルトリートメント
P21 参照

(2) しつけと虐待の違い

親権者による体罰禁止が法定化

民法：親権の行使に関する規定の改正（親権者の懲戒権規定の削除）
児童虐待の防止等に関する法律：

第3条：何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第14条：親権者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。



しつけと虐待は、明らかに違います

しつけは、こどもの人権を大切に、年齢や発達の程度に配慮しながら、生活習慣や生きていく力、思いやり、社会のルール・マナーなどを育むことをいいます。

保護者が「しつけだ!」と主張しても、「こどもにとって有益か、こどもの安全と健全な育成が図られているかどうか」、こどもの視点に着目して判断することが望ましいです。



民法第822条
改正
(R4.12 施行)

児童虐待の
防止等に関する
法律 第3条
第14条(R2.4
施行)

～しつけのつもりで… こんなことしていませんか？～ 虐待（体罰）の具体例

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じようにこどもを殴った
- ・ 他人のものを取ったので、お尻をたたいた
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

こどもの心を傷つける暴言など

- ・ 冗談のつもりで「お前なんか生まれてこなければ良かった」など、こどもの存在を否定するようなことを言った
- ・ やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしていけなした

厚生労働省
体罰等によらない子育ての推進に関する検討会(R2.2)

具体的な工夫
の例 P22参照

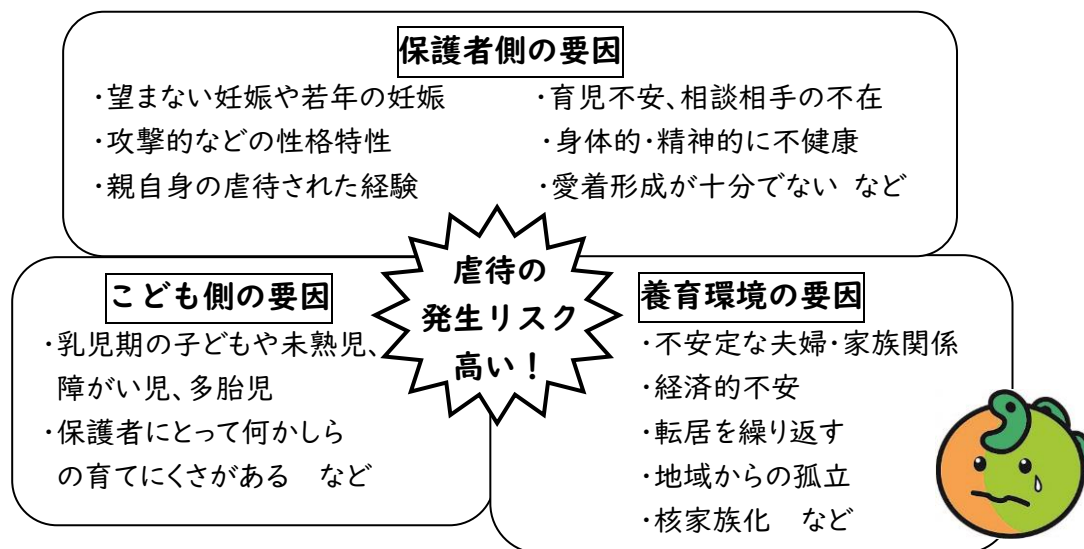
～児童虐待には、あたりません！～

- ・ 道に飛び出しそうなこどもに、大きな声を出して手をつかむ
(こどもを保護するための行為)
- ・ 手をつかみ、他のこどもに暴力を振るうのを制止する
(第三者に被害を及ぼすような行動を制止する行為)



(3) 虐待が起こるのはどんな時か

様々な要因が絡み合っており、どの家庭でも起こりうるという認識が必要です。保護者も傷つき、助けを求めているかもしれません。



厚生労働省
子ども虐待
対応の手引き
参考

在宅支援ア
セスメントシート
P17 参照

(4) 虐待がこどもに及ぼす影響

こどもの心身の発達や人格形成、脳の発達への深刻な影響について

身体的な 影響	・外傷のほか、栄養障がいや体重増加不良、低身長など ・愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果の成長不全
知的発達 への影響	・不安定な環境下では、もともとの能力に比しても知的な発達が得られにくい
心理的な 影響	・愛着障がいを生じやすく、「発達障がい」に類似した様相を呈する ・「自分が悪いんだ」と自己肯定感が持てず、自殺企図や摂食障がいが生じる ・受けた心の傷(トラウマ)による、PTSD や解離性障がいの懸念
行動面 への影響	・暴力で解決することを誤学習し、攻撃的・衝動的な行動をとる ・性的虐待を受けることによる、性化行動(年齢に見合わない強い性的関心など)
対人関係 への影響	・基本的な信頼関係の構築が難しく、友人(他者)とのトラブルが生じる ・おとなの顔色を見ながら生活するため、一見「よくできた子」に見られる

厚生労働省
子ども虐待の
援助に関する
基本事項 参考

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



- ・厳しい体罰により、前頭前野(社会生活に極めて重要な脳部位)の容積が19.1%減少
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野(声や音を知覚する脳部位)が変形
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

提供: 福井大学 友田明美教授

※パンフレット 平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業
子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～ より抜粋

(5) 虐待の通告・相談

虐待に関する通告・相談は、「もし間違っていたらどうしよう…」と、不安に感じる時があるかもしれません。しかしこどもの中には、虐待を受けている感覚がない子もいます。手を差し伸べる大人がいることで、救われることも必ずあります。

「疑い」の段階から相談・報告を

通告の義務

「虐待を受けたと思われる児童」を発見した者には、通告義務があります。調査の結果、虐待ではないと判断されても責任を問われません。

守秘義務違反には あたらない

通告は、守秘義務違反にはあたりません。

通告元は 明かされない

通告者が特定されるような情報の公開はしません。
支援者は、情報元を保護者に伝えてはいけません。



児童福祉法
第25条

児童虐待の
防止等に関する
法律第6条

児童虐待の
防止等に関する
法律第7条

こんな時は虐待のサインかも

こどもの様子

- ☐ 不自然な外傷がみられる
- ☐ 家の外に閉め出されている
- ☐ 衣類や身体が極端に不潔である
- ☐ 食事を与えられていない
- ☐ 頻繁にこどもの泣き叫ぶ声や叩かれる音、大人の怒鳴り声が聞こえる
- ☐ 家に帰りたくないそぶりがある など

保護者の様子

- ☐ 小さいこどもを置いたまま外出している
- ☐ 体罰を正当化する
- ☐ ケガや病気をしても医師に診せない
- ☐ 地域などと交流がなく、孤立している
- ☐ こどもの養育に関して拒否的、無関心
- ☐ こどもに対して否定的な発言をする
- ☐ 夜間徘徊などを黙認する など

こども・子育て
家庭の見守り時
の注意ポイント
P16 参照

要保護児童等の
重症度判断表
P18 参照

通 告 先(相談窓口)

こども課 こども支援室	第一義的な相談窓口	5 5 2 - 1 5 1 1 (代)
上越児童相談所	重症度・緊急度が高い場合	0 2 5 - 5 2 4 - 3 3 5 5
糸魚川警察署	生命の安全に関わる場合	5 5 2 - 0 1 1 0



ご活用ください！

児童相談所虐待対応ダイヤル

24時間365日対応 通話料無料



親子のための相談 LINE

平日 9:00~17:00 こどもと保護者対象

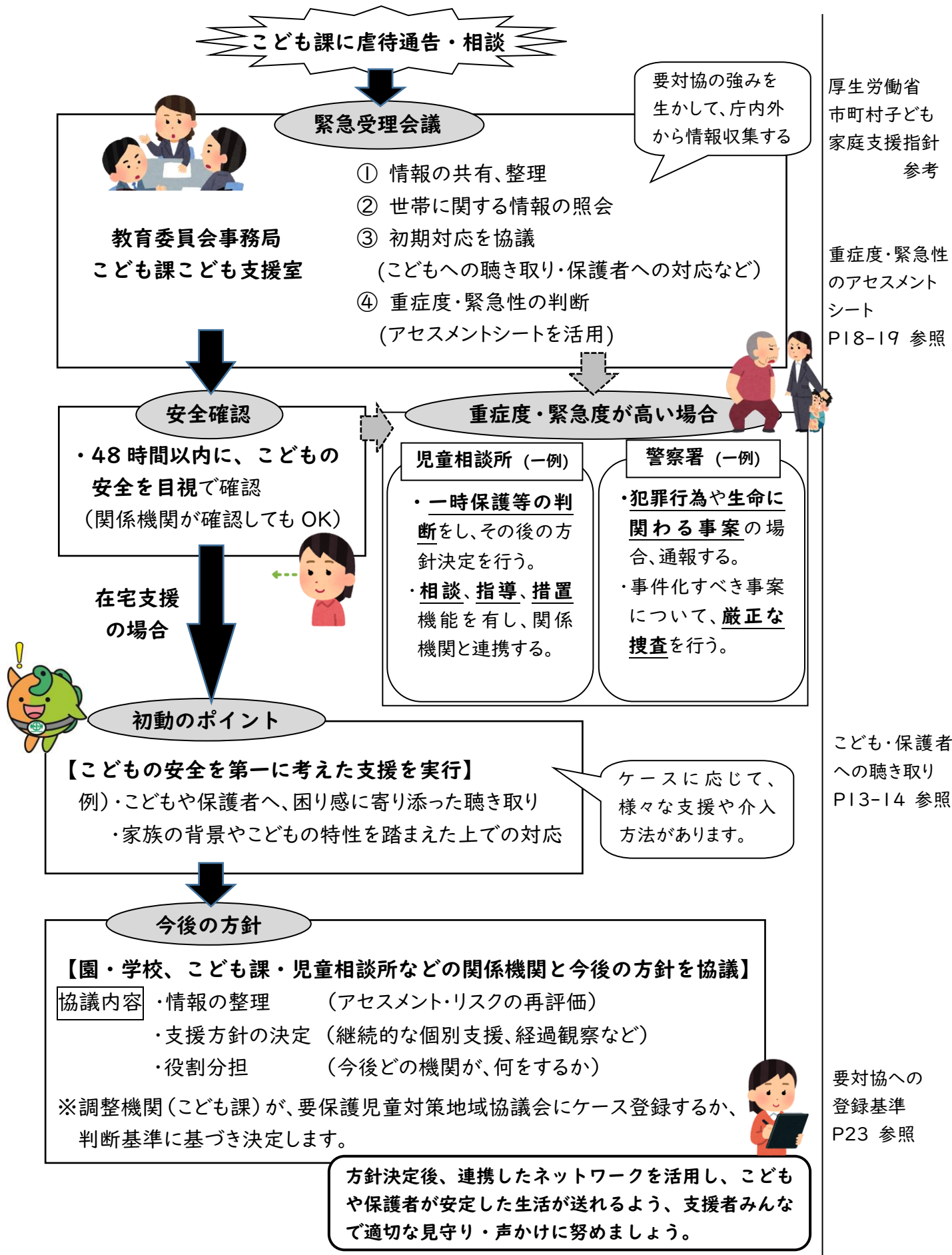


4 園・学校における児童虐待防止対応について

(1) 発見から通告の流れ



(2) 通告受理後の初期対応



(3) 効果的な記録の取り方

① 具体的な状況を記録する

基本的なポイント	
・ 園・学校が虐待を認知した日時を記録する ・ 虐待と疑われる内容は、時系列で記録する ・ 誘導的にならず、こどもの年齢や発達状況に合わせて話を聴く	
こどもからの訴えや聴き取り内容を記録する	
・ 具体的な状況を記録 (いつ、誰から、どんな場面で、どんな風に) (頻度は、強度は、他の家族は知っているか) ・ こどもの気持ちや様子を記録 (保護者への想い、家族に望んでいること) (家に帰りたがっていない) など	

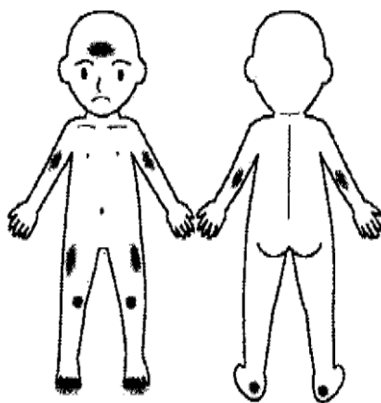
② 外傷などの状況を記録する

写真やイラストで記録する際のポイント	
・ 写真を撮る際は、こどもの気持ちに配慮する ・ 通告者の特定を避けるため、撮影場所が分からないようにする ・ 傷の大きさが分かるように、定規などと一緒に撮影する ・ こどもの傷やアザは治りやすいため、気づいた時に写真に残す ・ 撮影場所・日時を忘れずに記入する	

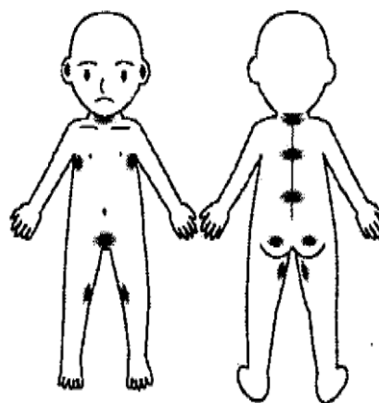


虐待と通常の事故で起こるケガとは、異なる特徴があります！

事故による外傷と異なり、外傷が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外から分かりにくいところにある場合は、虐待が疑われます。



〈事故でけがをしやすい部位〉



〈虐待によるけがが多い部位〉

学校・教育
委員会等向け
虐待対応の
手引き 参考

(4) こどもへの聴き取り

こどもとの関係性・タイミング 大切にしましょう。

① 関係の良い職員が聴き取る	・こどもにとって話しやすい職員が聴く ・落ち着いて話せる場所で話を聴く	
② 話してくれたことを受け止める	・「話してくれてありがとう」「痛かったね」「つらかったね」と寄り添う ・矛盾点があったとしても、誘導的な質問や強制は禁句	
③ 具体的な状況を聴く ※性的虐待は欄外参照	・年齢に合わせた聴き取り方で、確認できる範囲で可 ・「いつ、誰から、どんな場面で、どんな風に」「他の部位は」 ・「頻度、強度、他の家族が知っているか、本人の気持ちはどうか」	
④ 質問技法をうまく使う 	開かれた質問 (5W1Hの質問)	こどもに主導権を与える質問で、返ってくる返答は、一番信頼性が高い 例)「この手のケガはどうしたのかな？」
	特定された質問 (はい/いいえで答えられる質問)	詳細を確認するためには有効 例)「お父さんはお酒を飲んでいたのかな？」
	選択肢のある質問	なかなか答えない場合に有効 例)「このケガは誰にやられたの？お父さん？お母さん？それとも他の人？」
	➡特定された質問や選択肢のある質問を繰り返すと、誘導的になる こどもが答えたら、開かれた質問に戻る	
⑤ できない約束はしない	・「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束はしない ・「みんなの知恵を借りよう」と、根気強くこどもに伝える	
⑥ これからも SOS を出せる関係に	・「困った時は助けを求めてよい」ことを繰り返し伝える	
⑦ できるだけ早い時間帯に聴く	・なるべく早期に聴き取り、通告・相談をする ・一時保護が必要な場合は、学校や園にいるうちに保護する方がスムーズであるため、関係機関の指示があるまで、安易に帰宅させない	
⑧ アザ傷は写真やイラストで記録	・チームとして対応策を協議する際に、貴重な資料となる ・こどもに「写真を撮るね」と伝えて、了解を得る	

※性的虐待の場合は、違った対応が必要です

初期対応では、最低限の聴き取りのみ	・「誰に、何をされたか」を簡単に聴き取り、詳細を聴かない ・何度も質問されると、記憶が混濁し、信ぴょう性が低下する ・早い段階で通告し、専門的な知識を有する機関に委ねる ※性的虐待の告白を受けると、「まさかそんなことがあり得ない」といった感情が生じやすいです。 しかし、過剰に反応してしまうと、こどもは自分の話が巻き起こしたことの重大さに気づき、それ以上語ろうとしなくなるため、配慮が必要です。
-------------------	---

文部科学省
虐待を聴く技術
コミュニケーションの技術
参考

(5) 保護者への対応

対応のポイント
一例をご紹介します。

傾 聴

- ① 保護者の話をよく聴き、「子育てに困っていることはないか」という姿勢を見せ、話しやすい関係づくりに努める。(子育て以外に悩んでいる場合もあるため、まずは「聴く」姿勢が大切)
- ② アザ傷のことを確認する際は、「頬に傷がありましたが、どうされましたか」と、身構えず自然体で聴く。
- ③ 保護者の教育方針(例えば、体罰を容認する子育て)を聴き、真正面から否定せず、「こどもにとって何が一番良いのか」を一緒に考える。必要に応じてこどもに及ぼす影響を伝える。
- ④ 必要に応じて、しつけと虐待の違いを説明し、「今の法律では虐待にあたる」旨を説明し、虐待抑止の言葉をかける。

こどもに及ぼす影響
P8 参照

しつけと虐待の違い
P7 参照

つなぐ(連携)

- ① 子育ての困り感があった場合、専門の相談機関(児童相談所など)またはこども課こども支援室(552-1511)を紹介する。
- ② 虐待に関しては、**園・学校には通告義務があることを伝え**、虐待の抑止につながる声かけを行う。
- ③ こども課や児童相談所と連携した対応を図る。



関係機関の
役割分担・
相談先
P4-5、
P15 参照

き 然

- ① 園・学校は保護者との**関係悪化を恐れ、通告・対応をためらわないよう努める**。(こどもが痛い、つらい思いを繰り返さないために)
- ② 学校、保育所等は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、こどもからの虐待申し出等の情報元を保護者に伝えないこととするとともに市町村、児童相談所と連携しながら対応する。(市町村、児童相談所は、保護者に虐待を告知する際にはこどもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底する)
- ③ こどもが一時保護に至り、保護者から問い合わせがあった場合「児童相談所の判断のため、よく相談してほしい」旨を伝える。

H31.2
「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について
参考

5 相談窓口と連絡先

各相談窓口をご活用ください



虐待相談・連絡



糸魚川市こども課こども支援室
糸魚川市ファミリーHOTライン(直通)
上越児童相談所
児童相談所虐待対応ダイヤル
糸魚川警察署

TEL 552-1511
TEL 550-1008
TEL 025-524-3355
TEL  189
TEL 552-0110

子育て相談



糸魚川市こども課こども支援室
糸魚川子育て支援センター(他3か所も対応可)
親子のための相談LINE

TEL 552-1511
TEL 552-0882



発達の相談

糸魚川市こども課こども支援室
発達支援センターめだか園

TEL 552-1511
TEL 552-8322

非行の相談

糸魚川警察署
上越少年サポートセンター

TEL 552-0110
TEL 025-526-4970

学校教育・いじめ・不登校相談

糸魚川市こども教育課 こども教育係
糸魚川市教育相談センター
24時間子供SOSダイヤル

TEL 552-1511
TEL 553-1617
TEL 0120-0-78310

女性の相談

糸魚川市女性のための相談室
新潟県女性福祉相談所
DV相談ナビダイヤル

TEL 090-3403-8899
TEL 025-381-1111
TEL #8008

人権相談

法務局糸魚川支局・人権擁護委員協議会

TEL 552-0356

資料



こどもを家庭内の虐待から守るために、
保育士・教職員等の皆さまの力が必要です！

～こども・子育て家庭の見守り時の注意ポイント～

早期発見

「何か変だ」「いつもと違う」と感じたら、管理職に相談しましょう。

<こどもの様子>

- ☐ 不自然なアザ傷がある、「親に叩かれた」などの訴えがある
- ☐ 表情が乏しく、受け答えが少ない
- ☐ 落ち着きがなく、過度に乱暴
- ☐ 担当教師、保育士等を独占したがる、用事が無くてもそばに近づいてくるなど過度のスキンシップ
- ☐ 保護者の顔をうかがう
- ☐ 保護者というとおどおどし、落ち着きがない
- ☐ からだや衣類の不潔感（髪を洗っていない汚れ・臭い・垢の付着・爪が伸びている等）
- ☐ 季節に沿わない服装
- ☐ 虫歯の治療が行われていない
- ☐ 食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振がみられる
- ☐ 理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- ☐ 連絡のない欠席を繰り返す
- ☐ なにかと理由をつけて、なかなか家に帰りたがらない
- ☐ 年齢に合わない、性的な関心が高まっている

<保護者、家族の様子>

- ☐ 発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限がある
- ☐ かわいくない、にくい等の差別的な発言がある
- ☐ こどもの発達に無関心、育児に対して拒否的な発言
- ☐ こどもを繰り返し馬鹿にする、激しく叱る・ののしる
- ☐ きょうだいに対しての差別的な言動、特定のこどもに対して拒否的な態度をとる
- ☐ ささいなことで激しく怒る、感情コントロールができない
- ☐ 長期にわたる欠席があっても、こどもに会わせようとしない
- ☐ 行事に参加しない、連絡を取ることが難しい
- ☐ ハイリスク家庭（ステップファミリー・ひとり親・夫婦別居中・夫婦喧嘩が頻回など）
- ☐ 諸費の滞納がある

これらは全て、児童虐待対策の専門家や児童虐待事案に対処してきた自治体職員等が「特に気を付けるべき」としているポイントです。

これに限らず、日常的な関わりの中で気になる様子や状況に気付いた時は、こども課に相談しましょう。
日頃からの観察、情報収集が大切です！

担 当

糸魚川市教育委員会事務局こども課こども支援室
(025)552-1511(代)

在宅支援アセスメントシート

こどもの氏名		所属校・年齢(学年)	記入者	記入日
気に留めておく確認項目と内容 *は優先的に把握したいもの 該当項目の番号と該当する内容に○をし、項目や内容にない場合はそれぞれの欄に記入してください。				
	項目	内容		
こ ど も	1 心身の発達 *	低身長・体重増加不良・障がいや遅れ(身体・知的・発達) 手がかかる疾患等を有する		
	2 精神の状態 *	表情が乏しい・不規則な睡眠リズム・自傷・自殺企図		
	3 日常的世話の欠如	ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・不衛生・虫歯 季節に合わない衣服・物が揃わない・予防接種・健診未受診		
	4 行動・情緒的問題	感情の起伏が大きい・癇癪・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿 過食異食・性化行動・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出・不登校		
	5 子の意志・気持ち *	家に帰りたいがらない・親の前で(委縮・無表情・口止めに応じる)		
養 育 者	6 心身の状態	精神不安定・精神疾患・通院や服薬がでにくい 手帳(身体・知的・精神)所持		
	7 性格的問題	衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い 被害的・その場逃れ・嘘が多い		
	8 依存症など *	アルコールの匂い・視線がうつろ・摂食障がい 依存症(アルコール・薬物・ギャンブル・買い物・盗癖)		
	9 家事・育児能力 *	送迎ができない・育児、養育能力低下・妊娠中・家事放棄		
養 育 状 況 ・ 態 度	10 妊娠・出産前後	予期せぬ妊娠・健診回数少ない・飛び込み出産・若年 母子手帳発行遅延・くりかえす妊娠		
	11 虐待の継続性 *	単発・1～2ヶ月に1回・繰り返す・常習		
	12 子への感情・態度	こども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい 無関心・こどもをけなす・過干渉・脅す		
	13 虐待自覚なし *	問題意識なし・体罰容認・躰主張・虐待の否定・隠ぺい		
	14 養育意欲なし	改善意欲なし・子にかかわらない・ケアの怠慢・長時間や夜間放置 食事や医療を与えない		
	15 養育知識なし	知識不足・技術不足・子への期待過剰・価値観の違い		
家 庭	16 家族問題	不和・別居・家出・未婚・離婚・交際相手がいる・ステップファミリー 家族構成の変化・介護		
	17 DV	加害者() DVの種類(身体的・精神的・性的・経済的・社会的隔離)		
	18 経済問題	借金・生活苦・失業・転職を繰り返す・不定的就労・計画性欠如 生活保護		
	19 生活環境	劣悪な居住環境・住宅狭小・安全への配慮なし・不衛生・居所不定		
	20 子を守る人なし *	同居している大人がいても、こどもを守れない 虐待者以外に大人がいない		
サ ポ ー ト	21 社会的支援なし *	孤立的・親族関係(対立・過干渉・応援なし)・転居を繰り返す		
	22 関係機関に協力を求めない	拒否・接触困難・抵抗・不信感		
	23 援助効果なし	改善が期待できない・聞き流す		

◎注意深く様子を見守り、気がかりなことがありましたらご相談ください。

こども課 こども支援室 552-1511 (代)

要保護児童等の重症度判断表

A A（生命の危機）	こどもの生命の危険が「ありうる」「危惧する」もの。	支援方針	
	☐ 頭部外傷、腹部外傷、窒息、乳児を投げる、踏みつける、その他生命危害行為 ☐ 自殺の強要、親子心中 ☐ 病気なのに受診させない、明らかな衰弱、脱水 ☐ こどもの自殺企図 ☐ 妊娠、性交渉、ポルノ被写体 ☐ 保護者に精神疾患があり、自傷、他害に至る行為がある ☐ 過去に生命の危険がある虐待歴があるもので、再発の可能性があるもの	緊急通告	● 緊急介入の必要あり。 ・ 児童虐待に関しては、児童相談所や警察へ通告。 ・ こども、保護者の精神的不調に関しては、保健所への通報。
A A（重度）	今すぐに生命の危険はないと考えられるが、現にこどもの健康や成長や発達に重要な影響を生じているか、その可能性があるもの。 こどもと家族の指導や、こどもの安全のために、誰かの介入が必要である。 （訪問指導、一時分離、入院など）	通告・相談	
	☐ 医療を必要とするほどの外傷があるか、最近や過去にあった（乳児や歩けない幼児で打撲傷がある。骨折・裂傷・目の外傷・広範囲の火傷） ☐ こどもの放置 ☐ 家から出してもらえない（登校禁止）。一室に閉じこめられている ☐ ライフライン停止。生存に必要な食事、衣類、居住が与えられていない ☐ 頻回なDVの目撃 ☐ こどもに希死念慮あり。頻回な自傷行為 ☐ 日常的に威嚇、非難、無視 ☐ 性器を見せる、衣類の上から触る、性描写や性交渉を見せる ☐ こどものへのサディスティックな行為（親は楽しんでいる）があるもの		
B B（中度）	長期に見るとこどもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。 誰かの援助介入がないと自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの。	相談・支援 （通告も視野）	
	☐ 半年以内に2回以上のあざや傷、新旧の傷。非偶発的な外傷がある ☐ きわめて不衛生、不潔 ☐ 面前DV、強い叱責、脅し、きょうだい間差別 ☐ 子の自傷行為（リストカット、抜毛、かきむしる、壁に頭を打ちつけるなど） ☐ こどもの不相応な性的言動あり ☐ 不適切な環境にあり長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために、人格形成に問題が残りそうであるもの ☐ 生活環境などの養育条件が極度に不良なために、自然経過での改善が期待できない。（虐待や養育拒否で施設入所した子の再発。多問題家族などで家族秩序がない。夫婦関係が険悪でこどもにも反映している。犯罪歴家族。被虐待歴ある親） ☐ 保護者に慢性の精神疾患があり（統合失調症、うつ病、知的障がい、社会病質、覚醒剤等）、こどものケアができない		
C C（軽度）	保護者との相談で、改善指導が必要なもの。	子育て支援 個別支援	
	☐ 医療行為の必要がなく、外傷が残るほどではない暴力がある。（暴力の存在やこどもの症状について、虐待者側には病理性が認められない。虐待者はカーツとなって自己抑制なく叩くが自己報告する。しつけが高じたものと判断される） ☐ 健康問題が起きない程度だが、身体的ケアが不十分 ☐ 時々、こどもへの威嚇、非難、無視、きょうだい間差別がある ☐ こどもに卑猥な言葉を発する。性的描写の鑑賞物を置いておく ☐ こどもに関する問題を抱えている（障がい相談、非行相談、育成相談、保健相談など）		
D D（危惧）	養育不安の訴えなどがあるもの。	状況把握 見守り	
	☐ AA, A, B, C, 以外のもの。こどもに対して、必要な衣食住の世話ができる ☐ 不安はあるものの、概ね安定しており、不調時には自ら積極的に援助を求める ☐ 今傷はないが、発生する可能性が高い ☐ 予防接種や乳幼児健診を受けない ☐ こどもがかわいいと思えない ☐ 性的な確証はないが、疑いがある		

一時保護 緊急度アセスメントシート

児童氏名

(作成日 年 月 日)

①子どもや保護者が保護を求めている	☐ 子ども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が子どもの保護を求めている ※警察への情報提供を徹底する。	
YES		緊急度AA 緊急一時保護を検討
NO	②子どもや保護者が訴えている状況が切迫している	
	☐ 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚 ☐ 「このままでは何をかわからない」「殺してしまおう」などの訴え ☐	
YES		緊急度A 発生前の一時保護を検討
NO	③子どもにすでに重大な結果が生じている	
	☐ 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） ☐ 致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷など ☐ ネグレクト（栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄） ☐	
YES		緊急度A 発生前の一時保護を検討
NO	④重大な結果が生じる可能性が高い	
	☐ 乳幼児・多胎児・低出生体重児・虚弱児である ☐ 生命に危険な行為（頭部、顔面打撲、首絞め、戸外放置、溺れさせる、シェーキング、逆さ吊り、道具を使った体罰） ☐ 性行為に至らない性的虐待	
YES		緊急度B 集中的な支援 場合によっては一時保護を検討
NO	⑤虐待を繰り返す可能性が高い	
	☐ 新旧混在した傷や、入院歴がある ☐ 過去に、通告、一時保護歴、施設入所歴、きょうだいの虐待歴がある ☐ 保護者に虐待の自覚、認識がない ☐ 保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している ☐	
YES		緊急度C 継続的・総合的な支援 場合によっては一時保護を検討
NO	⑥子どもに虐待の影響が明らかにしている	
	☐ 保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い ☐ 無表情・表情が暗い・過度のスキンシップを他に求める ☐ 虐待に起因する身体的症状（発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、脱毛）	
YES		緊急度C 継続的・総合的な支援 場合によっては一時保護を検討
NO	⑦保護者に虐待に繋がる危険がある	
	☐ 子どもへの拒否的感情、態度 ☐ 精神状態の問題がある（うつ的、育児ノイローゼなど） ☐ アルコール、薬物等の問題がある ☐ 性格的問題（衝動的、攻撃的、未熟性） ☐ 行政機関等からの援助に拒否的、あるいは改善が見られない ☐ 家族や同居者間での暴力（DV等）、不和 ☐ 子どもの日常的な世話をする人、支援してくれる人がいない ☐	
YES		緊急度C 継続的・総合的な支援 場合によっては一時保護を検討
NO	⑧虐待発生の可能性が家庭環境にある	
	☐ 虐待によるのではない子どもの成育上の問題（発達の遅れ、障害など） ☐ 子どもの問題行動（攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、過食など） ☐ 保護者の生育歴（被虐待歴、愛されなかった思い、期待過剰、家事能力不足） ☐ 子どもへの養育態度や知識の問題（意欲の欠如、知識不足など） ☐ 家族状況（祖父母等含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等）	

① については警察への情報提供を徹底する。
 児童相談所においては、②、③に該当する情報についても警察への情報提供を行うこととしている。
 上記に記載されている事案のほか、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁または夏季の車内放置、異物または薬物を飲ませる行為があった事案は危険性が高いことから情報共有の徹底を図ること。⑥～⑧は虐待が深刻化する可能性があることから、支援をしていく中で必要に応じて警察との情報共有を検討する。（H30.7.20 市町村子ども家庭支援指針の一部改正）

0. 子ども本人の基本情報

性別☐ 男☐ 女☐ その他（ ）

年齢（ ）歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日

最終更新日

ヤングケアラーとは
「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか → 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利	②教育を受ける権利	③子どもらしく過ごせる権利
☐ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ☐ 精神的な不安定さがある ☐ 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） （その他の気になる点） ☐ 表情が乏しい ☐ 家族に関する不安や悩みを口にしている ☐ 将来に対する不安や悩みを口にしている ☐ 極端に痩せている、痩せてきた ☐ 極端に太っている、太ってきた ☐ 生活リズムが整っていない ☐ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている） ☐ 予防接種を受けていない ☐ 虫歯が多い ☐ ☐ ☐ ★ ★ ★	☐ 欠席が多い、不登校 ☐ 遅刻や早退が多い ☐ 保健室で過ごしていることが多い ☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★ （その他の気になる点） ☐ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い ☐ 学力が低下している ☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い ☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い ☐ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない ☐ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い ☐ 部活に入っていない、休みが多い ☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する ☐ 校納金が遅れる。未払い ☐ クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い ☐ 高校に在籍していない ★ ★ ★ ★	☐ 幼稚園や保育園に通園していない ☐ 生活のために（家庭の事情により）就職している ☐ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ☐ 家族の介助をしている姿を見かけることがある ☐ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ☐ 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける （その他の気になる点） ☐ 子どもだけの姿をよく見かける ☐ 年齢と比べて情緒的成熟度が高い ☐ ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ★ ★ ★ ★ ★ ★

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成（同居している家族）

☐ 母親☐ 父親

☐ 祖母☐ 祖父

☐ きょうだい（ ）人☐ その他（ ）

②サポートが必要な家族の有無とその状況

☐ 特にいない

☐ 高齢☐ 幼いきょうだいが多い

☐ 障害がある☐ 親が多忙

☐ 疾病がある☐ 経済的に苦しい

☐ 精神疾患（疑い含む）がある☐ 生活能力・養育力が低い

☐ 日本語が不自由☐ その他（ ）

③子どもが行っている家族等へのサポートの内容

☐ 特にしていない

☐ 身体的な介護☐ 生活費の援助

☐ 情緒的な支援※☐ 通院や外出時の同行

☐ きょうだいの世話☐ 金銭管理や事務手続き

☐ 家事☐ 服薬管理・投与

☐ 通訳（日本語・手話）☐ その他（ ）

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手

☐ 母親☐ 父親

☐ 祖母☐ 祖父

☐ きょうだい☐ 家族全体

☐ その他（ ）☐

②子ども自身がサポートに費やしている時間

1 日 時間程度

③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか

☐ いる → 誰か：

☐ いない

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか

☐ 認識している

☐ 認識していない

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか

☐ 話せている → 誰に：

☐ 話せていない

③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか

☐ いる → 誰か：

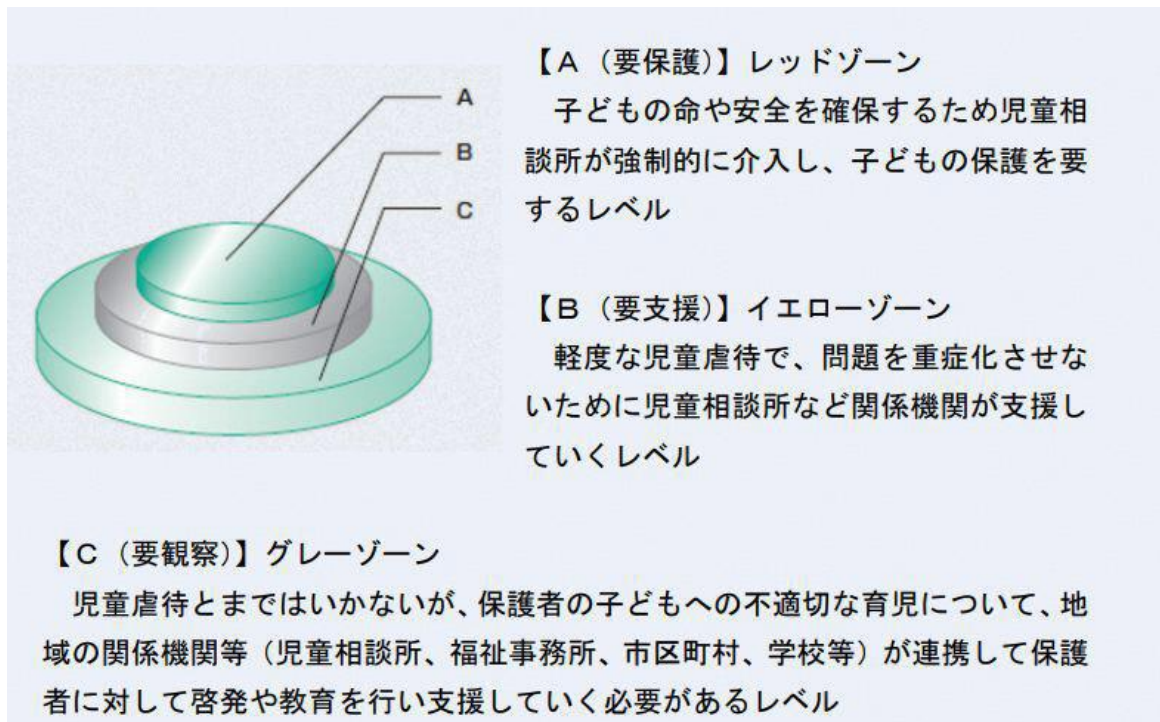
☐ いない

④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）

マルトリートメント

<より広い児童虐待の概念>

「マルトリートメント」とは、「大人のこどもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念である。



【C（要観察）】グレーゾーンには、危険を予測できない大人の不適切な対応として、以下の行為なども含まれる。

- ・自転車の補助イスにこどものみを乗せて置き、買い物をする
- ・高層マンションのベランダに踏み台となるような物を置いてある
- ・親のたばこ、ライターを無造作にこどもの手の届くところに置く など

A（要保護）・B（要支援）のレベルだけでなく、C（要観察）のレベルまで含めたものが、マルトリートメントの概念である。

※文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」 参考

児童虐待につながらないための ～ 具体的な工夫の例 ～

○ 出かける時間になっても支度をしない

声かけの例

「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう」
(着替えられたら)「自分でちゃんと着替えられたね。
じゃあ、次はカバンを持ってきてね」

「支度」とひとくくりで声かけしてしまうと、何からやってよいかわからないことがあります。
やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。

また、できたことに注目してそれを伝える(できれば、「自分で頑張って着替えられたね」
と具体的に褒める)ことも有効です。

○ 座ってほしい時に座ってくれない

声かけの例

「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

こどもにも意思があるので、指示されてばかりだと、反発したくなることもあります。

特に自分でやりたい、という自我が芽生える幼児期は、こどもが選べるように複数の
選択肢を提示して、こどもの意思を尊重するののも一つの方法です。

○ よく忘れ物をしてしまう

声かけの例

「忘れ物を減らす方法を一緒に考えよう」

望ましくない行動がある時に、それを批判するのではなく、その行動に関係しそうなことを
変えてみることもできます。

例えば、忘れないように大事な持ち物は、「玄関の真ん中に目立つように置いておく」、
「持ち物リストを作って見える化する」などの工夫があります。

※厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」 参考

要保護児童対策地域協議会 ケース登録基準について

I 実施方法

- (1) こども課こども支援室への相談により、こども虐待相談・通告受付票または新規相談受理票を起こす。
- (2) 受理後、以下の登録基準に基づき、一つでも該当する場合調整機関(こども課)が進行管理台帳に登録するか判断する。

2 登録の基準

- (1) 要保護児童等の重症度判断表を活用し、継続支援や定期確認が必要だと判断されたケース
- (2) こどもが家庭環境に困っており、支援者も心配要素を感じているケース
- (3) 多機関連携が必要なケース
- (4) こどもが所属する機関の関わりだけでは処遇困難なケース
- (5) 支援を実施しても改善されないケース
- (6) 他市町村への引き継ぎが必要なケース
- (7) 他市町村からケース移管を受けたケース
- (8) 虐待相談に関しては、児童相談所や警察署と連携を図りたいケース

※資料編 P18 要保護児童等の重症度判断表 参照

※厚生労働省

要保護児童対策地域協議会の効果的な運営方法と進行管理 参考

要保護児童対策地域協議会 ケースの終結判定について

I 実施方法

- (1) ケースの終結は、実務者会議で決定し、進行管理台帳から削除する。
- (2) 関係機関へ終結の通知をする。
- (3) 次年度以降、終結したケースの虐待通告や虐待以外の相談があった場合は新規ケースとして扱う。

2 終結の基準

- (1) 年齢超過（18歳に達した時点で終結）
- (2) 他市町村への転出
- (3) 特別な支援が必要なくなってから、概ね1年間（中学生以上は6か月）にわたって、以下のすべての要件を満たしていること

- ① こどもが安定した生活をしている
- ② こどもと保護者の関係が安定している
- ③ 保護者が心身共に安定し、かつ経済的にも問題がない
- ④ こどもの所属機関による通常の支援で安心安全が確認できる
- ⑤ 一般の子育てサービスや福祉サービスによる、通常の支援で対応ができる

(4) 虐待相談の終結の基準

※上記に加えて、以下の基準を追加する

- ① 重症度判断表を活用し、当てはまる項目がないことが確認できる
- ② 虐待から他の心配要素（保護者の精神疾患など）により、相談種別を変更した



○糸魚川市要保護児童対策地域協議会要綱

平成18年 2 月22日

告示第12号

改正 平成21年 7 月24日告示第120号

平成22年 3 月26日告示第67号

平成25年 2 月25日教育委員会告示第 6 号

平成25年 6 月17日告示第140号

令和 3 年 4 月20日告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及びその適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が要保護児童に関する情報及び考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、法第25条の2第1項の規定に基づき糸魚川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する情報の交換及び協議を行うほか、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 児童虐待に関する広報及び啓発活動の推進
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要な事項

(協議会)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる機関又は児童福祉に係る団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、教育委員会事務局教育次長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した者がその職務を代理する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第5条 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、教育委員会事務局こども課とする。

(調整機関の業務)

第6条 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(会議)

第7条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議とする。

(代表者会議)

第8条 代表者会議は、構成団体の代表者をもって組織し、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童とその支援に関するシステム全体に関すること。
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (3) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長になる。

(実務者会議)

第9条 実務者会議は、構成団体において要保護児童に関する業務を行う者をもって組織し、要保護活動を実際行っている者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童に関する情報交換に関すること。
- (2) 要保護児童の実態把握に関すること。
- (3) 要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。

- (5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 実務者会議は、調整機関の長が招集する。

(個別ケース会議)

第10条 個別ケース会議は、構成団体において直接要保護児童の支援を行う者をもって組織し、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童の状況及びその問題点に関すること。
- (2) 要保護児童に対する支援の方針及び役割分担に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の経過及びその評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 個別ケース会議は、調整機関の長が招集する。

(関係機関等への協力要請)

第11条 協議会が協議会の構成員以外の者に対して法第25条の3に規定する協力要請と同様の協力要請を行う場合に当たっては、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第12条 協議会の委員及び委員であったものは、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、教育委員会事務局こども課に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

前 文 抄

平成18年2月23日から施行する。

改正文（平成21年7月24日告示第120号）抄

告示の日から実施する。

改正文（平成22年 3 月26日告示第67号）抄

平成22年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成25年 2 月25日教育委員会告示第 6 号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

前 文（平成25年 6 月17日告示第140号）抄

告示の日から施行する。

前 文（令和 3 年 4 月20日告示第111号）抄

告示の日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

区分	名称
児童福祉機関	新潟県上越児童相談所
	糸魚川市福祉事務所
	糸魚川市内保育園
保健医療機関	新潟県糸魚川地域振興局健康福祉部
	糸魚川市医師会
	上越歯科医師会糸魚川支部
	糸魚川市健康増進課
教育機関	糸魚川市教育委員会
	糸魚川市内高等学校
	糸魚川市立中学校
	糸魚川市立小学校
	糸魚川市立特別支援学校
	糸魚川市内幼稚園
警察・司法機関	糸魚川警察署
	新潟地方法務局糸魚川支局
児童福祉関係	糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会
教育関係	糸魚川市小中学校PTA連絡協議会
人権擁護関係	糸魚川人権擁護委員協議会
その他	糸魚川地域連合区長会
	能生地域区長連絡協議会
	糸魚川市青海地域自治会連絡協議会

主な参考資料

- 1 児童福祉法
- 2 児童虐待の防止等に関する法律
- 3 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について
(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 令和2年3月31日 一部改正)
- 4 市町村子ども家庭支援指針
(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 令和2年3月31日 一部改正)
- 5 子ども虐待対応の手引き
(厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 平成25年8月23日 改正版)
- 6 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
(厚生労働省 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 令和2年2月)
- 7 在宅支援共通アセスメント・プランニングシート利用解説書
(平成29年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業)
- 8 子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～
(平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業)
- 9 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
(文部科学省 初等中等教育局 令和2年6月 改訂版)
- 10 研修教材「児童虐待防止と学校」虐待を聴く技術 コミュニケーションの技術
(文部科学省 初等中等教育局)
- 11 上越市子どもの虐待防止ハンドブック
(上越市要保護児童対策地域協議会 令和2年)
- 12 市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル
(岩手県要保護児童対策地域協議会 平成28年1月)

— 地域で支える子育て支援 —

糸魚川市

こども虐待防止対応の手引き

平成 25 年 5 月 発行
令和 2 年 3 月 改訂
令和 3 年 8 月 改訂
令和 5 年 8 月 改訂
令和 6 年 8 月 改訂

発 行

糸魚川市要保護児童対策地域協議会

〔 糸魚川市教育委員会事務局 〕
こども課 こども支援室

糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号
TEL (025) 552-1511(代)
FAX (025) 552-8292
E-mail kodomo@city.itoigawa.lg.jp